

『監査役小六法 会社法編』（平成三十年版） 追補

この冊子は、『監査役小六法 会社法編』（平成三十年版）に掲載の法令（抄録部分を除く）について、平成二十九年四月二日から令和元年九月十一日までに改正されたもの（令和元年十一月一日施行）を新旧対照表にしたものです。

令和元年十二月

公益社団法人 日本監査役協会

会社法

〔平成十七年七月二十六日号外 法律第八十六号〕

旧
〔平成三十年版〕

新
〔令和元年十一月一日現在〕

〔平成二十九年六月二日法律第四五号抄〕

〔会社法の一部改正に伴う経過措置〕

第四十七条 施行日前に会社その他の会社に対する事業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡については、前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第二十三条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る設立時発行株式（前条の規定による改正前の会社法（以下この条において「旧会社法」という。）第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。）の引受けについては、新会社法第五十一条並びに第一百零二条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる裁判所が決定した価格に対する利息については、当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 施行日前に旧会社法第一百六条第一項各号の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合（同項各号の行為をするために株主総会の決議を要しない場合にあっては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき）におけるその行為に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第一百

七条第四項

二 施行日前に旧会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第百十九条第四項

三 施行日前に旧会社法第百七十一条第一項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得について裁判所が決定した価格 新会社法第百七十二条第四項

四 施行日前に旧会社法第百七十九条の三第一項の規定による通知がされた場合におけるその株式等売渡請求について裁判所が決定した価格 新会社法第百七十九条の八第二項

五 施行日前に旧会社法第百八十条第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第百八十二条の五第四項

六 施行日前に事業譲渡等（旧会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。以下この号において同じ。）に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第四百七十条第四項

4 施行日前にされた意思表示に係る募集株式（旧会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。）の引受けについては、新会社法第二百一十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前に取締役、執行役又は清算株式会社（旧会社法第四

百七十六条に規定する清算株式会社をいう。)の清算人となつた者の利益相反取引については、新会社法第三百五十六条第二項(新会社法第四百九条第二項及び第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前に旧会社法第五百四十五条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

7 施行日前に持分会社(旧会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。)の社員となつた者の当該持分会社の債務を弁済する責任については、新会社法第五百八十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に持分会社の業務を執行する社員又は旧会社法第五百九十八条第一項の規定により選任された社員の職務を行うべき者(次項において単に「社員の職務を行うべき者」という。)となつた者の報酬については、新会社法第五百九十三条第四項(新会社法第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する民法改正法による改正後の民法(以下「新民法」という。)第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前に持分会社の業務を執行する社員、社員の職務を行うべき者又は清算持分会社(旧会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいう。)の清算人となつた者の利益相反取引については、新会社法第五百九十五条第二項(新会社法第五百九十八条第二項及び第六百五十一条第二項において準用する場

合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 10 施行日前に提起された除名の訴えに係る退社に伴う持分の払戻しについては、新会社法第六百十一条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは株式交換契約が締結され、又は組織変更計画、新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法（民法の一部を改正する法律（平成二九年六月法律第四四号）の施行の日（平成三三年四月一日）

から施行する。ただし、(中略)第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則(平成三〇年一月四日法律第九五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(後略)

(会社法の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 前条の規定による改正後の会社法第九百四十三条の規定の適用については、旧水協法第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新水協法第二百二十六条の四第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

附則(令和元年五月一七日法律第二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 公布の日

二・三 (略)

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

会社法施行規則

〔平成十八年二月七日号外 法務省令第十二号〕

旧 〔平成三十年版〕

新 〔令和元年十一月一日現在〕

（株式会社の株式に関する事項）

第二百二十二条 第一百九条第三号に規定する「株式・・《略》・・」

一 当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び当該株主の有する株式に係る当該割合

二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に・・《略》・・

（株式会社の株式に関する事項）

第二百二十二条 第一百九条第三号に規定する「株式・・《略》・・」

一 当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く。次項において同じ。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び当該株主の有する株式に係る当該割合

二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に・・《略》・・

2 当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための法第二百二十四条第一項に規定する基準日を定めた場合において、当該基準日が当該事業年度の末日後の日であるときは、前項第一号に掲げる事項については、当該基準日において発行済株式の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び当該株主の有する株式に係る当該割合とすることができる。この場合においては、当該基準日を明らかにしなければならない。

《略》

《略》

附 則

《略》

(旧商法第二百一十一條ノ三第一項第二号の規定に・《略》・
 第八條 当該事業年度中に旧商法第二百一十一條ノ三第一項の決議
 により買ひ受けた当該株式会社株式(同項第一号に掲げる場
 合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四
 項の規定により報告しなければならない事項を、第二百二十二條
 第二号に掲げる事項に含むものとする。

《略》

附 則

《略》

(旧商法第二百一十一條ノ三第一項第二号の規定に・《略》・
 第八條 当該事業年度中に旧商法第二百一十一條ノ三第一項の決議
 により買ひ受けた当該株式会社株式(同項第一号に掲げる場
 合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四
 項の規定により報告しなければならない事項を、第二百二十二條
 第一項第二号に掲げる事項に含むものとする。

《略》

附 則 (平成三〇年三月二十六日法務省令第五号抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の規定は、平成
 三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告に
 ついて適用し、同日前にその末日が到来した事業年度のうち最
 終のものに係る事業報告については、なお従前の例による。

会社計算規則

〔平成十八年二月七日号外 法務省令第十三号〕

旧 (平成三十年版)

新 (令和元年十一月一日現在)

(負債の評価)

(負債の評価)

第六条 負債については、この省令又は法以外の法・・・《略》・・・
2 次に掲げる負債については、事業年度の末日に・・・《略》・・・

第六条 負債については、この省令又は法以外の法・・・《略》・・・
2 次に掲げる負債については、事業年度の末日に・・・《略》・・・

一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主等に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）

一 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れらるべき引当金をいう。第七十五条第二項第二号において同じ。）その他の将来の費用又は損失の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主等に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）

イ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れらるべき引当金をいう。第七十五条第二項第二号において同じ。）

ロ 返品調整引当金（常時、販売するたな卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れらるべき引当金をいう。）

二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債
三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日・・・《略》・・・

二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債
三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日・・・《略》・・・

<p>(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資</p> <p>ホ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>ハ 長期貸付金</p> <p>ロ 出資金</p> <p>ニ 前払年金費用（連結貸借対照表にあつては・・・《略》・・・</p> <p>イ 建築物及び暖房、照明、通風等の付属設備</p> <p>ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道・・・《略》・・・</p> <p>レ その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの</p> <p>二 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲・・・《略》・・・</p> <p>イ 建築物及び暖房、照明、通風等の付属設備</p> <p>ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道・・・《略》・・・</p> <p>タ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>（1）流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に關連する繰延税金資産</p> <p>（2）特定の資産又は負債に關連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの</p>	<p>《略》</p> <p>（資産の部の区分）</p> <p>第七十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分し・・・《略》・・・</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるも・・・《略》・・・</p> <p>ワ 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずる・・・《略》・・・</p> <p>カ 前払費用であつて、一年内に費用となるべ・・・《略》・・・</p> <p>ヨ 未収収益</p>
<p>（1）有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資</p> <p>ホ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>ハ 長期貸付金</p> <p>ロ 出資金</p> <p>ニ 前払年金費用（連結貸借対照表にあつては・・・《略》・・・</p> <p>イ 建築物及び暖房、照明、通風等の付属設備</p> <p>ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道・・・《略》・・・</p> <p>タ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>（1）流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に關連する繰延税金資産</p> <p>（2）特定の資産又は負債に關連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるもの</p>	<p>《略》</p> <p>（資産の部の区分）</p> <p>第七十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分し・・・《略》・・・</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるも・・・《略》・・・</p> <p>ワ 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずる・・・《略》・・・</p> <p>カ 前払費用であつて、一年内に費用となるべ・・・《略》・・・</p> <p>ヨ 未収収益</p>

<p>産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>ヘ 所有権移転ファイナンス・リース取引にお…《略》…</p> <p>ト 所有権移転外ファイナンス・リース取引に…《略》…</p> <p>チ その他の資産であつて、投資その他の資産…《略》…</p> <p>（負債の部の区分）</p> <p>第七十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分し…《略》…</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるも…《略》…</p> <p>ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は…《略》…</p> <p>ヘ 未払費用</p> <p>ト 前受収益</p> <p>チ 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの</p> <p>又 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの</p>	<p>繰延税金資産</p> <p>ホ 繰延税金資産</p> <p>ヘ 所有権移転ファイナンス・リース取引にお…《略》…</p> <p>ト 所有権移転外ファイナンス・リース取引に…《略》…</p> <p>チ その他の資産であつて、投資その他の資産…《略》…</p> <p>（負債の部の区分）</p> <p>第七十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分し…《略》…</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるも…《略》…</p> <p>ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は…《略》…</p> <p>ヘ 未払費用</p> <p>ト 前受収益</p> <p>チ 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの</p> <p>又 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの</p>
<p>繰延税金資産</p> <p>ホ 繰延税金資産</p> <p>ヘ 所有権移転ファイナンス・リース取引にお…《略》…</p> <p>ト 所有権移転外ファイナンス・リース取引に…《略》…</p> <p>チ その他の資産であつて、投資その他の資産…《略》…</p> <p>（負債の部の区分）</p> <p>第七十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分し…《略》…</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるも…《略》…</p> <p>ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は…《略》…</p> <p>ヘ 未払費用</p> <p>ト 前受収益</p> <p>チ 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの</p> <p>又 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの</p>	<p>繰延税金資産</p> <p>ホ 繰延税金資産</p> <p>ヘ 所有権移転ファイナンス・リース取引にお…《略》…</p> <p>ト 所有権移転外ファイナンス・リース取引に…《略》…</p> <p>チ その他の資産であつて、投資その他の資産…《略》…</p> <p>（負債の部の区分）</p> <p>第七十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分し…《略》…</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるも…《略》…</p> <p>ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は…《略》…</p> <p>ヘ 未払費用</p> <p>ト 前受収益</p> <p>チ 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの</p> <p>又 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの</p>

ル その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されるものと認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 社債

ロ 長期借入金

ハ 引当金（資産に係る引当金、前号二に掲げ・・・《略》・・・）

ニ 退職給付引当金（連結貸借対照表にあつて・・・《略》・・・）

ホ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

へのれん

ト ファイナンス・リース取引におけるリース・・・《略》・・・

チ 資産除去債務のうち、前号又に掲げるもの・・・《略》・・・

《略》

(繰延税金資産等の表示)

第八十三条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

ヌ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されるものと認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 社債

ロ 長期借入金

ハ 引当金（資産に係る引当金、前号二に掲げ・・・《略》・・・）

ニ 退職給付引当金（連結貸借対照表にあつて・・・《略》・・・）

ホ 繰延税金負債

へのれん

ト ファイナンス・リース取引におけるリース・・・《略》・・・

チ 資産除去債務のうち、前号又に掲げるもの・・・《略》・・・

《略》

(繰延税金資産等の表示)

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

3 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。

《略》

(注記表の区分)

第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して・・・《略》

十六 一株当たり情報に関する注記

十七 重要な後発事象に関する注記

十八 連結配当規制適用会社に関する注記

十九 その他の注記

2 次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定め・・・《略》
一 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会・・・《略》

《略》

第八十三条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

2 連結貸借対照表に係る前項の規定の適用については、同項中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。

《略》

(注記表の区分)

第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して・・・《略》

十六 一株当たり情報に関する注記

十七 重要な後発事象に関する注記

十八 連結配当規制適用会社に関する注記

十九 その他の注記

2 次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定め・・・《略》
一 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会・・・《略》

《略》

(収益認識に関する注記)

第百十五条の二 収益認識に関する注記は、会社が顧客との契約

…《略》…

に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

一 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主要な義務の内容

二 前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

2 前項の規定により個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

…《略》…

附則（平成三〇年三月二六日法務省令第五号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（会社計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、平成三十年四月一日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同年三月三十一日以後最初に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

附則（平成三〇年一〇月一五日法務省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係るもの又は同年十二月三十一日から平成三十一年三月三十日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

商法

(明治三十二年三月九日 法律第四十八号)

<p>旧 (平成三十年版)</p>	<p>第八章 雑則</p> <p>第三十二条 この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもつて、署名に代えることができる。</p> <p>第三十三条から第五百条まで 削除</p> <p>… 《略》 …</p>
<p>新 (令和元年十一月一日現在)</p>	<p>第三十二条から第五百条まで 削除</p> <p>… 《略》 …</p>

「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」及び
「会計監査人との連携に関する実務指針」の改正について

公益社団法人日本監査役協会と日本公認会計士協会は、平成30年1月25日付けで「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」を改正した。本改正は、前回（平成25年11月）の改正以後行われた以下の法令等の策定や改正などの状況の変化を踏まえて、内容の見直しを行ったものである。

- ・会社法（平成26年6月改正）
- ・監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（平成27年5月改正）
- ・監査役監査基準等（平成27年7月改正）
- ・コーポレートガバナンス・コード（平成27年6月策定）
- ・「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（平成29年3月策定）

また、本共同研究報告の改正を受け、日本監査役協会会計委員会では、平成30年8月17日に「会計監査人との連携に関する実務指針」の改正を行った。本改正においては、共同研究報告の改正の主たるポイントである平成26年改正の会社法及びコーポレートガバナンス・コードの実施に関連した実務上の対応を追記したほか、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の実施や企業集団における監査の重要性の高まりを受けた改正等を行っている。

利用に際しては、共同研究報告と実務指針を一体のものとして、両者をあわせて参照していただきたい。

改正版共同研究報告及び実務指針は、日本監査役協会のホームページに掲載していることから、本追補への掲載は割愛する。次のURLより確認をいただきたい。

改正版「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」

<http://www.kansa.or.jp/support/library/accounting/post-188.html>

改正版「会計監査人との連携に関する実務指針」

<http://www.kansa.or.jp/support/library/accounting/post-196.html>

以上

